

◆ 第1章 都市マスタープランとは ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

1-1. 策定の背景と目的

- 都市マスタープランとは、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンをつくり、将来の目指すべき「まち」の姿を定めるものであり、大野市では平成9年に策定しました。
- しかしながら、少子化・高齢化の進行や人口減少、厳しい財政状況など社会環境が変化する中、北部第三土地区画整理事業^{*}などの市街地開発事業^{*}や中心市街地活性化の拠点施設整備の進捗、中部縦貫自動車道整備の進展などを背景に、新たに必要とされる土地利用の誘導や都市施設整備などを進めるため、計画内容を見直すことが必要になっています。
- このため、今後の市民の安全・安心を支え、誰もが住みたいと感じるようなまちをつくることを目的に、平成21年から23年の2ヵ年にかけて都市マスタープランの改訂を行いました。

1-2. 役割と位置付け

(1) 計画の役割

①都市計画の目標や、都市・地域づくりの方針を示す

- 都市マスタープランは、社会経済情勢の変化や自然・歴史・生活文化・産業などの地域特性を踏まえた上で、現況分析に基づき課題を明確にし、今後、まちで目指す都市像をつくり上げ、都市計画の目標や新しい時代に対応した市民生活を支えることができる都市と地域づくりの方針を示します。

②上位計画と整合し、個別の都市計画相互の調整を図る

- 都市マスタープランは、議会の議決を経て定められた大野市の総合計画や福井県都市計画区域^{*}マスタープランに即すとともに、土地利用・都市施設・都市環境などの個別の都市計画について、相互に整合性のある取り組みを進めることができるよう、調整した姿を示します。

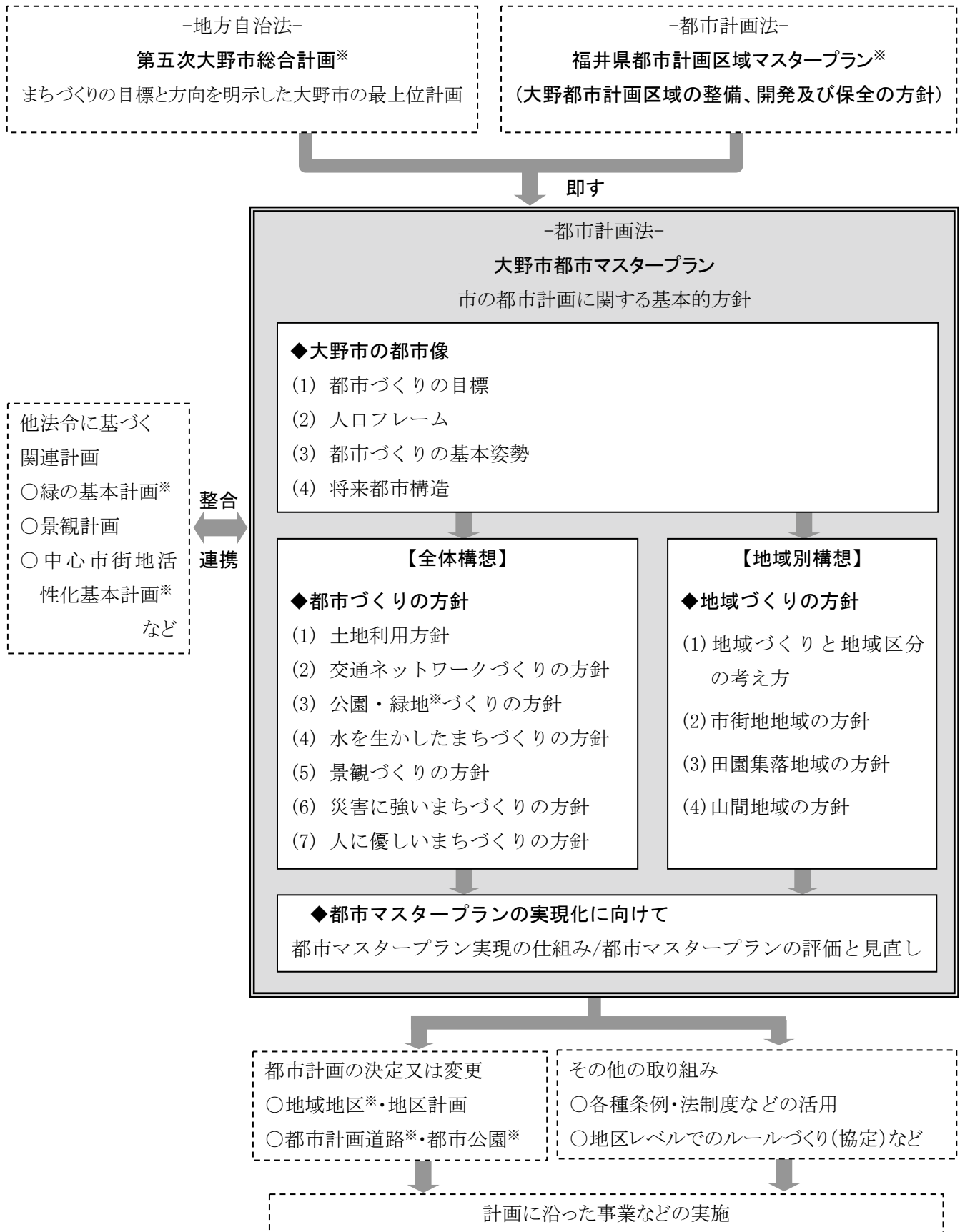
③個別の都市計画の決定・変更の指針となる

- 都市マスタープランは、それ自体には直接的な法的拘束力はないものの、今後の都市づくりのガイドラインとして、用途地域^{*}や地区計画^{*}などの直接法的拘束力を持つ制度に対して方向付けをする基本指針としての役割を果たします。

④都市計画に関し、地域住民の理解と協働を促す

- 都市計画は住民合意の上に進めることが必要なことから、都市のあるべき姿やまちづくりの方針などを検討するに当たり、市民の意見を反映させながら計画づくりを進めることで、市民のまちづくりへの参加や協働を促します。

(2) 計画の位置付け



※参考：上位計画による位置付け

(1) 第五次大野市総合計画（平成 22 年度策定、目標年次：平成 32 年度）

- 第五次大野市総合計画は大野市の最上位計画であり、平成 23 年度から 32 年度までの 10 年間で目指す、大野市の将来像や人口の見通し、まちづくりの基本目標を設定しています。
- 「ひかりかがやき、たくましく、心ふれあうまち」を将来像に据え、人や産業、自然の元気が集まり、元気が次々と新しい元気を生み出すまちづくりを目指すため、人が元気、産業が元気、自然が元気、そして行財政改革という構想実現のための柱を、将来像の下に設定しています。
- それぞれの柱については、まちづくりの目標となる基本目標を定めると共に、対応する施策を組み、事業を実施していくこととなっています。

[構想実現のための柱と基本目標]

- 人が元気：優しく賢くたくましい大野人(おおのびと)が育つまち
：共に思いやり支え合う安全で安心なまち
- 産業が元気：誰もが快適で暮らしやすいまち
：越前おおのの魅力あふれる活力あるまち
- 自然が元気：美しく豊かな自然環境を育み継承するまち
- 行財政改革…基本構想実現に向けた行政運営

(2) 福井県都市計画区域マスタープラン(大野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針) (福井県 平成 16 年度策定)

- 福井県都市計画区域マスタープランは、長期的な視点に立って都市の将来像とその実現のための大きな道筋を示すものであり、主要な都市施設*や区域区分など個々の都市計画に関しては、この方針に即して定められることとなっています。

■都市づくりの基本理念

- 1 盆地に栄えた城下町の風情が漂う都市づくり
- 2 持続可能な都市づくり
- 3 都市間の連携による都市づくり
- 4 活発な首都圏・中部圏交流を促進する都市づくり

1-3. 目標年次

- 上位計画となる第五次大野市総合計画は、平成23～32年度が計画期間となっています。
- 本マスタープランでは、第五次大野市総合計画の始期にあわせ、平成23年を計画期間の始期年次とします。また、20年後の平成42年度を目標年次とし、10年後の平成32年度を中間年次として定めます。
- 本マスタープランの策定後、社会情勢の大きな変化や大野市の都市構造に大きな影響を与えるプロジェクトなどが実施される場合は、本マスタープランの適切な見直しを行います。

平成 23 年度
(2011 年度)
(始期年次)

平成 32 年度
(2020 年度)
(中間年次)

平成 42 年度
(2030 年度)
(目標年次)

中期的なまちづくり

長期的なまちづくり

社会経済情勢の変化に
対応した適切な見直し

